

大気関係届出施設一覧表

表1 ばい煙発生施設一覧
(大気汚染防止法施行令 別表第一)

| 番号 | 施設名 | 規模 | 番号 | 施設名 | 規模 |
|------|---|---|----|--|---|
| 1 | ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。) | 燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 50 ℓ以上であること。 | 16 | 塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設 | 原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が1時間当たり 50 kg以上であること。 |
| 2 | 水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉 | 原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が1日当たり 20 t以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 50 ℓ以上であること。 | 17 | 塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽 | |
| 3 | 金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及び煨焼炉(14の項に掲げるものを除く。) | 原料の処理能力が1時間当たり 1 t以上であること。 | 18 | 活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)の用に供する反応炉 | バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 3 ℓ以上であること。 |
| 4 | 金属の精錬の用に供する溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉及び平炉(14の項に掲げるものを除く。) | | 19 | 化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。) | 原料として使用する塩素(塩化水素にあつては、塩素換算量)の処理能力が1時間当たり 50 kg以上であること。 |
| 5 | 金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉(こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。) | 火格子面積が 1 m ² 以上であるか、羽口面断面積が 0.5 m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 50 ℓ以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 kVA以上であること。 | 20 | アルミニウムの製錬の用に供する電解炉 | 電流容量が 30 kA以上であること。 |
| 6 | 金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉 | | 21 | 磷、磷酸、磷酸質肥料又は複合肥料の製造(原料として磷鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉 | 原料として使用する磷鉱石の処理能力が1時間当たり 80 kg以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 50 ℓ以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 kVA以上であること。 |
| 7 | 石油製品、石油化学製品又はコーラルタル製品の製造の用に供する加熱炉 | | 22 | 弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設(密閉式のものを除く。) | 伝熱面積が 10 m ² 以上であるか、又はポンプの動力が 1 kW以上であること。 |
| 8(1) | 石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔 | 触媒に附着する炭素の燃焼能力が1時間当たり 200 kg以上であること。 | 23 | トリポリリン酸ナトリウムの製造(原料として磷鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉 | 原料の処理能力が1時間当たり 80 kg以上であるか、火格子面積が1m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 50 ℓ以上であること。 |
| 8(2) | 石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉 | バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 6 ℓ以上であること。 | 24 | 鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉 | バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10ℓ以上であるか、又は変圧器の定格容量が40kVA以上あること。 |
| 9 | 窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉 | 火格子面積が 1 m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 50 ℓ以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 kVA以上であること。 | 25 | 鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉 | バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 4 ℓ以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20 kVA以上であること。 |
| 10 | 無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。)及び直火炉(26の項に掲げるものを除く。) | | 26 | 鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設 | 容量が 0.1 m ³ 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 4 ℓ以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20 kVA以上であること。 |
| 11 | 乾燥炉(14の項及び23の項に掲げるものを除く。) | | 27 | 硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設 | 硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が1時間当たり 100 kg以上であること。 |
| 12 | 製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉 | 変圧器の定格容量が 1, 000 kVA以上であること。 | 28 | コークス炉 | 原料の処理能力が1日当たり 20 t以上であること。 |
| 13 | 廃棄物焼却炉 | 火格子面積が 2 m ² 以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり 200 kg以上であること。 | 29 | ガスタービン | 燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 50 ℓ以上であること。 |
| 14 | 銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉 | 原料の処理能力が1時間当たり 0.5 t以上であるか、火格子面積が、 0.5 m ² 以上であるか、羽口面断面積が 0.2 m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 20 ℓ以上であること。 | 30 | ディーゼル機関 | |
| 15 | カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設 | 容量が 0.1 m ³ 以上であること。 | 31 | ガス機関 | 燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり 35 ℓ以上であること。 |
| | | | 32 | ガソリン機関 | |

表2 揮発性有機化合物排出施設一覧
(大気汚染防止法施行令 別表第一の二)

| 番号 | 施設名 | 規模 |
|----|--|--|
| 1 | 揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設(揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。) | 送風機の送風能力(送風機が設置されていない施設にあつては、排風機の排風能力。以下同じ。)が1時間当たり 3,000 m ³ 以上のもの |
| 2 | 塗装施設(吹付塗装を行うものに限る。) | 排風機の排風能力が1時間当たり 100,000 m ³ 以上のもの |
| 3 | 塗装の用に供する乾燥施設(吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。) | 送風機の送風能力が1時間当たり 10,000 m ³ 以上のもの |
| 4 | 印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る。)の製造に係る接着の用に供する乾燥施設 | 送風機の送風能力が1時間当たり 5,000 m ³ 以上のもの |
| 5 | 接着の用に供する乾燥施設(前項に掲げるもの及び木材又は木製品(家具を含む。))の製造の用に供するものを除く。) | 送風機の送風能力が1時間当たり 15,000 m ³ 以上のもの |
| 6 | 印刷の用に供する乾燥施設(オフセット輪転印刷に係るものに限る。) | 送風機の送風能力が1時間当たり 7,000 m ³ 以上のもの |
| 7 | 印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る。) | 送風機の送風能力が1時間当たり 27,000 m ³ 以上のもの |
| 8 | 工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設(当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。) | 洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が 5 m ² 以上のもの |
| 9 | ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が 20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。))のものを除く。) | 容量が 1,000 kl以上のもの |

表3 一般粉じん発生施設一覧
(大気汚染防止法施行令 別表第二)

| 番号 | 施設名 | 規模 |
|----|--|---|
| 1 | コークス炉 | 原料処理能力が1日当たり 50 t以上であること。 |
| 2 | 鉱物(コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。)又は土石の堆積場 | 面積が 1, 000 m ² 以上であること。 |
| 3 | ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。) | ベルトの幅が 75 cm以上であるか、又はバケットの内容積が 0.03 m ³ 以上であること。 |
| 4 | 破碎機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。) | 原動機の定格出力が 75 kW以上であること。 |
| 5 | ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。) | 原動機の定格出力が 15 kW以上であること。 |

表4 特定粉じん発生施設一覧
(大気汚染防止法施行令 別表第二の二)

| 番号 | 施設名 | 規模 |
|----|-------------------|---------------------------|
| 1 | 解綿用機械 | 原動機の定格出力が 3. 7 kW以上であること。 |
| 2 | 混合機 | 原動機の定格出力が 3. 7 kW以上であること。 |
| 3 | 紡織用機械 | 原動機の定格出力が 3. 7 kW以上であること。 |
| 4 | 切断機 | 原動機の定格出力が 2. 2 kW以上であること。 |
| 5 | 研磨機 | 原動機の定格出力が 2. 2 kW以上であること。 |
| 6 | 切削用機械 | 原動機の定格出力が 2. 2 kW以上であること。 |
| 7 | 破碎機及び摩砕機 | 原動機の定格出力が 2. 2 kW以上であること。 |
| 8 | プレス(剪断加工用のものに限る。) | 原動機の定格出力が 2. 2 kW以上であること。 |
| 9 | 穿孔機 | 原動機の定格出力が 2. 2 kW以上であること。 |

備考 この表の中欄に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式及び密閉式のものを除く。

表5 水銀排出施設一覧
(大気汚染防止法施行規則 別表第三の三)

| 番号 | 施設名 | | 施設の規模・要件 |
|----|---|---------|---|
| 1 | 小型石炭混焼ボイラー(注2) | | ● 燃焼能力(注1) 50L/時以上 |
| 2 | 石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー | | |
| 3 | 非鉄金属の製造 における一次精 錬の用に供する 施設(注5) | 銅又は金 | 金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及び煅焼炉 ／金属の精錬の用に供する溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉及び平炉 ● 原料処理能力1t/時以上 |
| 4 | | 鉛又は亜鉛 | 金属の精製の用に供する溶解炉(こしき炉を除く。) ● 火格子面積1㎡以上 ● 羽口面断面積0.5㎡以上 ● 燃焼能力(注1) 50L/時以上 ● 変圧器定格容量200kVA以上 |
| 5 | 非鉄金属の製造 における二次精 錬の用に供する 施設(注6) | 銅、鉛又は亜鉛 | 銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、 溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉 ● 原料処理能力0.5t/時以上 ● 火格子面積0.5㎡以上 ● 羽口面断面積0.2㎡以上 ● 燃焼能力(注1) 20L/時以上 |
| 6 | | 金 | 鉛の二次精錬の用に供する溶解炉 ● 燃焼能力(注1) 10L/時以上 ● 変圧器定格容量40kVA以上 亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉(5の項 を含む) ● 原料処理能力0.5t/時以上 |
| 7 | セメントの製造の用に供する焼成炉 | | ● 火格子面積1㎡以上 ● 燃焼能力(注1) 50L/時以上 ● 変圧器の定格容量200kVA以上 |
| 8 | 廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚 泥焼却炉) | | ● 火格子面積2㎡以上 ● 焼却能力200kg/時以上 |
| 9 | 水銀含有汚泥等の焼却炉等 | | 水銀回収義務付け産業廃棄物(注3) 又は水銀含有再生資源(注4) を取り扱う施 設(加熱工程を含む施設に限る。) (施設規模による裾切りはなし。) |

(注1) バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの

(注2) バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 10万L/時 未満のもの

(注3) 水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定されています。

(注4) 水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されています。

(注5) 「一次精錬の用に供する施設」とは、大防法令別表第1の3の項～5の項、14の項に掲げる施設のうち、硫化鋳の重量の割合が50%以上である原料若しくは当該原料からなる材料を使用して銅、鉛又は亜鉛を精錬するもの及び精錬の重量の割合が50%以上である原料若しくは当該原料からなる材料を使用して金を精錬するものをいう。

(注6) 「二次精錬の用に供する施設」とは大防法令別表第1の3の項～5の項、14の項に掲げる施設のうち、一次精錬の用に供する施設以外のものをいう。